

登園許可証明書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、子どもたちが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

該当疾患に ○	疾患名	登園停止期間の基準 *以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫脹が発覚した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 （プール熱・アデノウイルス感染症）	主な症状が消失した後2日を経過するまで
	流行性角結膜炎 （はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （O-157 など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで

上記の疾患で令和 年 月 日から療養中の児童名 _____ は
現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので
令和 年 月 日より登園してよいことを証明します。

証明日 令和 年 月 日 医療機関名

医師名

印